

平成28年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成29年 6月28日
国立大学法人鹿屋体育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成28年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成28年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている ①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、電気の供給及び自動車の購入及び賃貸借に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

○電気の供給を受ける契約

【鹿屋体育大学白水地区】

契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
契約電力	818kW
予定使用電力量	3,393,000kWh
契約方式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） <small>(注)</small>
入札申込者	4者（入札参加資格に適合した者：4者）
落札者	サミットエナジー株式会社

(注) 当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みを

した者を落札者とするもの。

○自動車の購入及び賃貸借

1 台の調達において、環境配慮契約をおこなった。

なお、船舶の調達、省エネルギー改修事業（E S C O 事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「国立大学法人鹿屋体育大学グリーン調達推進体制」を活用することとしている。
- 本学内で環境配慮契約法に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。